

介護

1月から
短期入所サービスの
利用が変わります

これまで訪問通所サービスと短期入所サービスの支給限度は別々（訪問通所サービスは1か月単位、短期入所サービスは6か月単位）に限度額（日数）が定められていましたが、1月から両方のサービスをまとめた1か月単位での利用限度額に統一されることになりました。これにより、1か月内のサービスの組合せが自由に選択できることになります。

※例えば、要支援の方が短期入所を利用する場合の利用できる日数は、これまで6か月で7日でしたが、1か月で最大6日まで利用できるようになります。

在宅サービスの利用の仕方

1か月に利用できる上限（支給限度額）内で、自分に必要な在宅サービスを組み合わせて利用できます。利用者負担は費用の1割です。

介護保険証が
変わります

要介護区分	1か月の支給限度	短期入所サービスのみを利用した場合の最大利用可能日数（1か月単位）	従来の利用日数（6か月単位）
要支援	61,500円	6日	7日
要介護1	165,800円	16日	14日
要介護2	194,800円	18日	14日
要介護3	267,500円	24日	21日
要介護4	306,000円	27日	21日
要介護5	358,300円	30日	30日

短期入所サービスを利用するときの注意

- ① 短期入所サービスの連続します。
- ② 連続して30日を超えない利用は30日までとなります。
- ③ サービスの利用にあたっては、担当のケアマネジャーに相談してください。

お問い合わせ先
役場介護保険課保険料係
☎ 985-4115

平成15年度からの新しい老人保健福祉計画の策定に向けて、65歳以上の方を対象に実態調査を行います。町内に在住する65歳以上の方で無作為に選んだ1,000名を対象に郵送で調査を行います。1月には実施する予定ですので、調査票の届いた方は調査票にご記入のうえ、返送してください。

ご協力をお願いします。

現在要介護認定を受けている方は、更新認定時に随時新しい保険証に変更しますので、それまでの間は今までの保険証を利用してください。その他の方も今までの保険証で特に支障はありません。

期入所サービス区分が一つになることに伴い、1月1日以降発行する介護保険証が変わります。

公共下水道がスタートします

	1期	2期	3期	4期
1年目	3,830円	3,600円	3,600円	3,600円
2年目	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円
3年目	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円
4年目	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円

(例) 50坪(165.25m²)の土地の場合 165.25m² × 350円 = 57,830円 (10円未満切捨て)

① 受益者負担金
受益者負担金は、松前町が公告した排水区域内の土地の所有者に賦課されます。支払方法は年4回の4年で、計16回で支払っていただきます。
② 下水道使用料
計算方法は、土地1筆ごとの面積に1m²あたり350円をかけて計算します。

平成14年3月31日（日）からの公共下水道のスタートに伴い、いろいろとお知らせします。
まず第1回目は、受益者負担金・下水道使用料の基本的な計算方法と下水道の役割についてです。

基本料金	5立方メートル未満の場合 10立方メートルまで	600円 1,000円
	11立方メートルから20立方メートルまで 21立方メートルから30立方メートルまで 31立方メートルから50立方メートルまで 51立方メートルから100立方メートルまで 100立方メートルを超えるもの	1立方メートルにつき110円 1立方メートルにつき120円 1立方メートルにつき140円 1立方メートルにつき160円 1立方メートルにつき180円
一般汚水	左記に消費税がかかりますので 2,830円（10円未満切捨て）となります。	
	1立方メートル～10立方メートル（基本料金） 11立方メートル～20立方メートル 21立方メートル～25立方メートル	1,000円 1,100円 600円
	合計	2,700円
	(例) 水道使用量25立方メートルの場合	
	1立方メートル～10立方メートル（基本料金） 11立方メートル～20立方メートル 21立方メートル～25立方メートル	1,000円 1,100円 600円

お問い合わせ先
役場下水道課業務係
☎ 985-4126